2 0 消安第 5 1 5 3 号 平成 2 0 年 8 月 7 日

北海道農政部長 各地方農政局消費・安全部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

〔農林水産省〕消費・安全局植物防疫課長

無人ヘリコプターによる空中散布等の実施時における安全対策の徹底 について

無人へリコプターによる空中散布等に当たっては、従前より、「無人へリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。)等により、適正かつ安全な実施の指導をお願いしているところであるが、この度、無人へリコプターによる空中散布等の安全対策を強化することを目的として、平成20年7月15日付けで指導指針の一部を改正したところである。

しかし、先般、農薬散布作業中の無人へリコプターの事故が相次いで報道されたところである。幸い、人的な危被害は無かったものの、一つ間違えば大きな危被害が生じる恐れがあったことを鑑みると、誠に遺憾である。

これらの事故原因については、今後の事実確認と調査により明らかになると考えるが、農薬散布作業の最盛期を迎え、事故再発防止を図る観点から、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施にあたっては、指導指針の趣旨及び内容に基づき安全対策が確実に実施されるよう、【貴局管下の<u>都府県</u>に対し】改めて指導されたい。

また、有人へリコプターによる防除においても、「農林水産航空事業の実施について」(平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知)、「農林水産航空事業実施ガイドライン(平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第 484号消費・安全局長通知)等により、十分な安全対策が講じられるよう併せて指導されたい。

## (施行注意)

- 1.[ ]内は北海道あて及び内閣府沖縄総合事務局あてに付する。
- 2.【 】内は、各地方農政局あて及び内閣府沖縄総合事務局あてに付する。
- 3. \_\_\_\_ は、関東農政局あてには都県とし、近畿農政局あてには府県とし、その他農政局あてには県とする。

社団法人 農林水産航空協会会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

無人へリコプターによる空中散布等の実施時における安全対策の徹底 について

無人へリコプターによる空中散布等に当たっては、従前より「無人へリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。)等により、適正かつ安全な実施の指導をお願いしているところですが、この度、無人へリコプターによる空中散布等の安全対策を強化することを目的として、平成20年7月15日付けで指導指針の一部を改正したところです。

しかし、先般、農薬散布作業中の無人へリコプターの事故が相次いで報道されたところです。幸い、人的な危被害は無かったものの、一つ間違えば大きな危被害が生じる恐れがあったことを鑑みると、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、農薬散布作業の最盛期を迎え、事故再発防止を図る観点から、 無人ヘリコプターによる空中散布等の実施にあたっては、安全対策が確実に実施 されるよう、貴協会傘下の関係者等に対し、改めて指導指針の趣旨及び内容につ いて周知をお願いします。

また、有人へリコプターによる防除においても、「農林水産航空事業の実施について」(平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知)、「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第484 号消費・安全局長通知)等により、十分な安全対策が講じられるよう周知をお願いします。